

令和4年度地域包括支援センター事業評価結果

1 事業評価の全体像

【報告書 P1】

2 豊田市の事業評価について

(1) 事業評価の目的

【報告書 P2】

地域型包括支援センター（以下、地域型センターという）は、担当地区の課題や状況を分析し、それぞれの地域に適した事業計画を立て、地域課題の解決を目指す。また、基幹型包括支援センター（以下、基幹型センターという）は、地域型センターの後方支援と認知症初期集中支援チームの業務において事業計画を立て、地域型センターの統括機関として、機能強化を目指す。

このように地域型センター及び基幹型センターが自ら計画を立て実施した事業について、地域型センター・基幹型センター（以下、包括支援センターという）と市の双方で評価を行い、取組内容について精査、改善をすることにより螺旋状に事業の質を高め、市民サービスの向上を図ることを目的としている。

なお、地域型センターの事業評価は、介護保険法第115条で実施することが規定されている。

(2) 評価方法

【報告書 P3～4】

事業評価表（資料4）に基づき、包括支援センターが設定した3項目の事業目標の達成状況について、以下の手順で評価する。

1.各包括支援センターの自己評価⇒ 2.市の評価⇒ 3.運営協議会にて報告

(3) 令和4年度全体結果と評価

【報告書 P5～6】

令和4年度は、3か年計画の2年目であり、前年度の成果や改善点を生かして目標を設定し、3か年計画の最終年度である令和5年度に向けて、取組内容を充実させることができた。

地域型センターは、これまでの経験を生かして新型コロナウイルス感染症への対策を講じ、工夫を重ねながら、地域住民への支援や地域でのネットワークを充実させてきた。

基幹型センターは、地域型センターへの訪問を、新型コロナウイルス感染症の状況に柔軟に対応すべくオンラインも活用しながら年3回実施。また、事業実施への支援・相談支援を行い、地域型センターが事業に取り組みやすい環境となるよう後方支援を実施した。

全包括支援センターが、自ら設定した3つの目標をすべて達成した。

(4) 各事業の取組例

【報告書 P6～8】

4つの項目(①総合相談支援事業、②包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、③認知症に関する支援、④権利擁護事業)について、取組例を紹介する。

(5) 地域型センターの具体的取組事例

【報告書 P9～21】

各地域型センターの取組事例を紹介する。

※結果の詳細については令和4年度地域包括支援センター事業評価報告書を参照

作成：豊田市役所 福祉部 高齢福祉課

TEL：0565-34-6984